

28文科高第875号
平成28年12月27日

各 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長
常 盤 豊

(印影印刷)

私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

標記のことについては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第10条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項、第27条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第2条及び第19条に基づき、文部科学大臣へ届け出ることとされていますが、平成29年1月1日以降（5の①のクにあっては、平成29年4月2日以降）は、下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、本通知に伴い、「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（27文科高第862号、平成28年2月1日付け高等教育局長通知）」は、平成28年12月31日付けで廃止します。

記

- 1 私立（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条に基づき学校教育法第2条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）の決定（再任の場合を含む。）の届出

- ① 提出書類
 - ア 届出書（別紙様式1）
 - イ 新学長の履歴書
- ② 提出時期 学長を決定したとき。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 大学
高等教育企画課大学設置室
 - イ 短期大学
大学振興課短期大学係

ウ 高等専門学校
専門教育課高等専門学校係

2 公私立大学等の目的（公立大学等を除く。）、名称、位置の変更（単なる住居表示の変更のみに係るものを除く。）の届出

① 届出の種類

ア 私立大学等の目的の変更

イ 公私立大学等の名称の変更（大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科又は高等専門学校の学科の名称の変更を含む。）

ウ 公私立大学等の位置の変更（二以上の校地において教育を行う場合にあっては、学長室若しくは校長室が設置され、又は表簿が備え付けられている等、当該大学等の管理に関して主たる機能を有する校地が移転する場合を「位置の変更」という。）

② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア及びイ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記①の届出のうちウ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）基本計画書（「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号。以下「手続規則」という。）別記様式第2号をいう。以下同じ。）の（その1の1）又は（その1の2）

（4）校地校舎等の図面（①最寄りの駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄りの駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図）

③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちア

変更しようとする年度の前々年度の3月1日から前年度の12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

イ 上記①の届出のうちイ及びウ

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

④ 提出部数 1部

⑤ 提出先

ア 公立大学

上記①のイ 高等教育企画課大学設置室

上記①のウ 大学振興課公立大学係

イ 私立大学

高等教育企画課大学設置室

ウ 短期大学

大学振興課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

3 私立の大学の学部，大学院の研究科，短期大学の学科その他の組織の位置を，我が国から外国に，外国から我が国に，又は一の外国から他の外国に変更するときの届出

① 提出書類

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 基本計画書の（その1の1）又は（その1の2）

(4) 校地校舎等の図面（①当該組織が設置される国及び行政区画等の位置を示した図面，②校舎及び運動場等の配置図，③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

(5) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし，特別の事情によりこれを過ぎる場合は，変更しようとするとき。

③ 提出部数 1部

④ 提出先

ア 大学

高等教育企画課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

4 私立の大学，短期大学又は高等専門学校校の校地，校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利（土地の賃借権等及び建物の賃貸借の契約に係るものを含む。）を取得し，若しくは処分しようとするとき，又は用途の変更，改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更（以下「校地・校舎等の変更等」という。）を加えようとするときの届出

① 提出書類

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）

(3) 校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面，②校舎及び運動場等の配置図，③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし，特別の事情によりこれを過ぎる場合は，変更しようとするとき。

③ 提出部数 1部

④ 提出先

ア 大学

高等教育企画課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

※本件は，変更後の校地・校舎等が，大学設置基準等の各種基準に適合しているか否かを確認するための手続であり，従来より，高等教育局私学部参事官室に

届け出ることとされていた「校地・校舎の変更の届出」とは別のものとなりますので、御留意ください（引き続き、高等教育局私学部参事官室に、別途、届け出る必要があります。）。

※この通知における「校地・校舎等の変更等」とは、校舎面積の変更を伴う建物に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更又は校地面積の変更を伴う土地に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更その他これらに準ずる変更を指します。

5 公私立大学等の学則（学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるもの）の変更の届出

① 届出の種類

（組織の設置に係るもの）

ア 公立大学の学部の学科の設置に伴うもの（国際連携学科に関するものを除く。）

イ 公立大学の学部の国際連携学科の設置に伴うもの

ウ 公私立短期大学の学科の専攻課程の設置に伴うもの（私立短期大学の学科の収容定員の変更を伴うものを除く。）

エ 公私立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの

（収容定員の変更に係るもの）

オ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科、公立高等専門学校の学科の収容定員の変更に伴うもの

カ 公私立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの

（組織の廃止に係るもの）

キ 公私立大学の学部の学科、大学院の研究科の専攻、短期大学の学科の専攻課程、高等専門学校の学科、専攻科、別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止に伴うもの

（地域医療連携推進法人の参加法人による附属病院の開設に係るもの）

ク 医学又は歯学に関する学部における附属病院の開設者を変更し、医療法（昭和23年法律第205号）第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人の参加法人（同法第70条第1項に規定する参加法人をいう。）が開設する病院を附属病院とするもの

（その他）

ケ 上記及び手続規則第1条に掲げる事項以外の学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるものに係る学則変更

② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア、ウ及びエ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）基本計画書の（その1の1）及び（その2の1）又は（その1の2）及び（その2の2）

（4）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記①の届出のうちイ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）基本計画書の（その1の1）、（その2の3）及び（その3の3）

（4）校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎

及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学科が使用する部分を明確に示したもの）

(5) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

(6) 当該届出についての意思の決定を証する書類（「協定書を説明する資料」を含む。）

(7) 設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類（様式任意）

(8) 教員名簿（手続規則別記様式第3号（その1）、（その2の1）及び（その3）をいう。）

ウ 上記①の届出のうちオ及びカ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 基本計画書の（その1の1）又は（その1の2）

(4) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

エ 上記①の届出のうちキ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類（様式任意）

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

オ 上記①の届出のうちク

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

(4) 当該届出についての意思の決定を証する書類（協定書を含む。）

(5) 設置の趣旨等を記載した書類（様式任意）

(6) 附属病院所在地域の概況説明書（手続規則別記様式第6号）

(7) 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（手続規則別記様式第7号）

カ 上記①の届出のうちケ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちアからエ

設置又は変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただしエについては、免許状授与の所要資格を得させるための課程認定等が12月末までにされない可能性があり、その課程認定等をされることが当該専攻科又は別科の設置の前提になっている場合には、別紙様式2を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」として、②アの書類を12月31日までに提出をした上で、課程認定等がされた後、速やかに課程認定等を証する書類を添えて改めて②アの書類を提出してください。

イ 上記①の届出のうちオ及びカ

変更しようとする年度の前々年度の3月1日から前年度の12月31日まで。

ウ 上記①のキ

在学生がいなくなることが確定したとき。（廃止の日以前）

エ 上記①のク及びケ

公立にあっては変更したとき、私立にあっては変更しようとするとき。

④ 提出部数 1部

⑤ 提出先

ア 公立大学（上記①のケのみに係る届出の場合）

- 大学振興課公立大学係
- イ 公私立大学（上記アに基づき大学振興課公立大学係に提出するものを除く。）
- 高等教育企画課大学設置室
- ウ 短期大学
- 大学振興課短期大学係
- エ 高等専門学校
- 専門教育課高等専門学校係

6 公私立の大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更

- ① 提出書類
 - ア 届出書（別紙様式2）
 - イ 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
 - ウ 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- ② 提出時期 変更しようとするとき。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 公立大学
 - 大学振興課公立大学係
 - イ 私立大学
 - 高等教育企画課大学設置室
 - ウ 短期大学
 - 大学振興課短期大学係

7 学生募集の停止の報告

学生募集の停止については、従前より文部科学省への報告をお願いしておりましたが、引き続き、学内における意思決定後速やかに報告を行っていただくようお願いします。

- ① 提出書類 報告書（別紙様式4）
- ② 提出時期 募集停止を決定したとき。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 大学
 - 高等教育企画課大学設置室
 - イ 短期大学
 - 大学振興課短期大学係
 - ウ 高等専門学校
 - 専門教育課高等専門学校係

8 学則等の公開とこれに伴う措置

「大学による情報の積極的な提供について」（16文科高第958号，平成17年3月14日付け高等教育局長通知）の趣旨を踏まえ、学則及び上記1～7により文部科学省に対し提出した書類について、広く一般に周知を図るため、それらをインターネットのホームページにおいて掲載する等の情報提供を行っていただくようお願いします。

なお、改正後の学則全文をホームページにおいて掲載する場合、届出に当たって、学

則を添付することは要しません。（別紙様式 2 注 4 参照）

（本件担当）
高等教育局高等教育企画課大学設置室
電話：03-5253-4111（内線2048, 3377）

〇〇大学長の決定について（届出）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名 ㊟

このたび、〇〇大学長を決定しましたので、学校教育法第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 新旧学長名
(新学長)
(旧学長)

- 2 決定の時期 年 月 日

- 3 就任の時期 年 月 日（任期 年）

- 4 決定の事由

（注）

- 1 短期大学、高等専門学校の学校種に応じ、「大学」、「学長」とある箇所については適切に表記を変更すること。
- 2 「届出者の職名及び氏名」は、本人が署名（法人にあっては、代表者が署名）し、又は記名押印すること。
- 3 「就任の時期」の「任期」については、任期制を用いない場合は「（任期の定めなし）」と記入すること。
- 4 「決定の事由」は、「任期満了」、「辞任」、「再任」等の理由を簡潔に記入すること。

〇〇大学の〇〇の変更について（届出）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

㊟

このたび、下記の事項について、〇〇の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

（記載例）

- ・ 大学の目的の変更
- ・ 〇〇学部の名称の変更（〇〇学部）
- ・ 大学の位置の変更
- ・ 〇〇学部の通信教育に関する規程の変更
- ・ 専攻科、別科、〇〇学部〇〇学科の設置（廃止）に係る学則変更
- ・ 専攻科、別科の設置に係る学則変更（予定）
- ・ 〇〇学科の専攻課程間（〇〇専攻、〇〇専攻）の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇研究科の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇学部の〇〇の変更に係る学則変更
- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人による附属病院の開設に係る学則変更

（注）

- 1 表題については、必要に応じ、①「目的の変更」、②「名称の変更」、③「位置の変更」、④「校地・校舎等の変更」、⑤「学則の変更」（①～④及び⑥に該当するものを除く。）、⑥「通信教育に関する規程の変更」のいずれかとし、これらの表題ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 表題及び記載例の部分については、短期大学、高等専門学校^{（注）}の学校種に応じ、「大学」とある箇所について適切に表記を変更すること。
- 3 「届出者の職名及び氏名」は、本人が署名（法人にあっては、代表者が署名）し、又は記名押印すること。
- 4 通知本文「8 学則の公開とこれに伴う措置」に基づき学則の添付を省略する場合、「なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。」と付記すること。
- 5 本通知の他、学校教育法施行令第26条第1項、第27条、同法施行規則第2条を参照し、届け出る事項につき正確に遺漏無く記載すること。
- 6 専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書を提出する場合には、表題を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」とし、本文を「このたび、下記の事項について、〇〇の課程認定を受け次第、今年度中に速やかに届け出る予定ですので報告します。」としてください。

変更の事由及び時期等を記載した書類

事 項	記 入 欄	備 考
フ リ ガ ナ 者		
フ リ ガ ナ 称		
大 学 本 部 の 位 置		
変 更 の 内 容		
変 更 の 事 由		
変 更 の 時 期		
取得・処分等する土地・建物	取得する土地の位置	
	用 途	
	土地の面積（うち校地面積）	専用 m ² (m ²) 共用 m ² (m ²)
	処分する土地の位置	
	用 途	
	土地の面積（うち校地面積）	専用 m ² (m ²) 共用 m ² (m ²)
	重要な変更をする土地の位置	
	用 途	
	土地の面積	専用 m ² (変更前 m ²) 共用 m ² (変更前 m ²)
	土地のうち校地に係る面積	専用 m ² (変更前 m ²) 共用 m ² (変更前 m ²)
	取得する建物の位置	
	用 途	
	建物の面積（うち校舎面積）	専用 m ² (m ²) 共用 m ² (m ²)
	処分する建物の位置	
	用 途	
	建物の面積（うち校舎面積）	専用 m ² (m ²) 共用 m ² (m ²)
	重要な変更する建物の位置	
	用 途	
	建物の面積	専用 m ² (変更前 m ²) 共用 m ² (変更前 m ²)
	建物のうち校舎に係る面積	専用 m ² (変更前 m ²) 共用 m ² (変更前 m ²)
校 地 等		専 用 共 用 共用する他の学校等の専用 計
		m ² (変更前 m ²) m ² (変更前 m ²) m ² (変更前 m ²) m ² (変更前 m ²)
校 舎		専 用 共 用 共用する他の学校等の専用 計
		m ² (変更前 m ²) m ² (変更前 m ²) m ² (変更前 m ²) m ² (変更前 m ²)
教室等	講義室	演習室 実験実習室 情報処理学習施設 語学学習施設
	(変更前 室)	(変更前 室) (変更前 室) (変更前 室) (変更前 室)
専 任 教 員 研 究 室		専任教員数 室 数
		室 (変更前 室)
既設大学等の状況	大 学 の 名 称	
	学 部 等 の 名 称	修業年限 入学定員 編入学定員 収容定員 学位又は称号 定員超過率 開設年度 所在地
		年 人 年次人 人 倍

※「取得・処分等する土地・建物」の欄については、土地や建物の位置ごとにまとめて記入してください。
 （ただし、まとめて記入し難い場合又は位置が2カ所以上にわたっている場合には、適宜欄を増やして記入してください。）

〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集停止について（報告）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

報告者の職名及び氏名

㊦

このたび、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集を停止することとしたので、下記のとおり報告します。

記

1 募集停止する学部、学科及び定員

入学定員 収容定員

〇〇学部

〇〇学科 〇〇人 〇〇人

2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期

平成〇〇年度（又は 年 月 日）

3 募集停止する理由

（例 1）募集停止する〇〇学部〇〇学科を改組転換して、新たに〇〇学部を設置するため。

（改組転換の全体図は別紙のとおり）

（例 2）△△大学を廃止するため。

4 今後の取扱い

（例 1）在校生が卒業するのを待って〇〇学部〇〇学科を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。所属教職員並びに施設・設備については、すべて新設される〇〇学部に移管する。

（例 2）在校生が卒業するのを待って△△大学を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。

△△大学の廃止認可申請については、在校生がいなくなった後速やかに提出する。

5 募集停止に係る決議等を行った年月日

（例）理事会 年 月 日

6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）

年 月 日

（注）

- ① 学生募集停止の報告を求める対象は、大学、大学の学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科、短期大学の学科の専攻課程、大学の大学院、大学院の研究科、研究科の専攻及び専攻に係る課程、高等専門学校及び高等専門学校の学科とし、改組転換などの理由を問わず学内における意思決定後速やかに報告を行うこと。
- ② 「3 募集停止する理由」欄には、改組転換や入学定員の減少等、募集停止に至った理由を詳細に記述すること。また、既存の学部等を廃止し、新設する学部等に改組転換する等の場合には、全体がわかる資料を添付すること。
- ③ 「4 今後の取扱い」欄には、在校生への教育条件の確保や教職員の身分保障、施設設備の取扱い等について詳細に記述すること。
- ④ 本件における学則の変更に当たっては、附則等において当該学生募集停止学部等の名称、教育課程等が引き続き記載されるよう留意すること。
- ⑤ 「5 募集停止に係る決議等を行った年月日」欄には、「設置者側」（理事会等）の最高意思決定機関の議決日を記入すること。
- ⑥ 「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」欄には、理事会等の後、学外の受験生、マスコミ等一般に正式に公表する時期を記入すること。